

郡市名		会員氏名	
医院名			
職 種（○で囲むか職種を記入）		参加者氏名 （氏名とふりがなを記入）	
歯科医師・衛生士・その他（ ）			
歯科医師・衛生士・その他（ ）			
歯科医師・衛生士・その他（ ）			
歯科医師・衛生士・その他（ ）			
歯科医師・衛生士・その他（ ）			

今年度のテーマ『歯周治療における歯科医師と歯科衛生士の役割分担』

日 時 : 令和 7 年 7 月 3 日 (木) 午後 7 時半～ 9 時
場 所 : 熊本県歯科医師会館 4 F ホール
対象者 : 熊本県歯科医師会会員及び会員診療所に勤務する歯科医師及び歯科衛生士
会 費 : 無料
講 師 : 東歯科医院 院長 東 克章 先生
演 題 : 『 歯科医師に必要な歯周病の検査、診断、治療計画の立て方 』

【抄 録】

歯周治療は歯科衛生士が行うものであり、歯科衛生士の数が必要であると思っている開業医が多いのではないのでしょうか。

うちは歯科衛生士の数が少ないので、歯周治療はできないから修復治療中心でやっていこう、と。

しかし現在は健康保険上も治療修復の時代から、健康維持、術後再発予防管理の時代にシフトしてきていますので、この考えのままではギリ貧になっていくことが予想されます。やはり規模の小さい医院であれ、歯周治療を行うべきではないのでしょうか。

上述しました歯周治療は歯科衛生士だけで行うものではなくて、歯科医師が診断しおよその治療計画を立案した上で歯科衛生士に歯周基本治療を託す訳です。そして再評価の時も出向いて行って治療計画を練り直すことになります。SPT への移行についても歯科医師が歯科衛生士の現状分析や患者の希望を聞き取った上で判断します。すなわち全ての局面で歯科医師が診断し治療方針を示す必要があるのです。この様に歯周治療は歯科医師と歯科衛生士が協力して治療にあたるものであることから、本年度の歯周病対策プロジェクトセミナーのテーマは、「歯周治療における歯科医師と歯科衛生士の役割分担」とします。

【今後のセミナー日程】

第 2 回目 : 令和 7 年 10 月 9 日 (木) 午後 7 時半～
演題 : 「歯科衛生士に必要な歯周病の検査、診断と治療計画」
第 3 回目 : 令和 8 年 1 月 15 日 (木) 午後 7 時半～
演題 : 「歯科医師と歯科衛生士の役割分担、歯科衛生士の卒後教育」
講師はいずれも、東歯科医院 院長 東 克章 先生

※ 本セミナーは全部で 3 回です。すべて受講された（動画視聴も可）歯科医師及び歯科衛生士には、修了証を発行いたします。（申請方法は、おって連絡します）。